

令和5年度 第2回 運行管理高度化ワーキンググループ 議事概要

【日時】令和5年12月6日（水）14：00～16：00

【出席委員】伊藤委員、稲田委員（オンライン）、小川委員、小田切委員、小野委員、加藤委員、吉村委員（50音順）

議事次第に沿って、事務局から資料を説明後、意見交換が行われた。
なお、委員から出された主な意見は以下の通り。

[事業者間遠隔点呼について]

- 労働者の個人情報の扱いについて、情報が提供される旨を労働者側に説明し、合意を得る必要がある。
- 運送事業者及び運行管理者の極めて厳しい労働環境を鑑み、タクシー事業者だけでなく、トラック事業者でも実証実験を行うべきではないか。
- 将来的には異なる業種間での点呼の実施、あるいは運送事業者以外による点呼の実施も考えられる。
- 点呼の受委託については平成25年度の通達で、時間制限や積載物による制限が定められている。過去の通達等との整理を行って欲しい。

[業務前自動点呼の実証実験について]

- 自動点呼になることで、運転者による確認事項のチェックが形骸化してしまうのは非常に問題。重要な事項の確認漏れを防ぐため、機器の要件や運行管理者の役割を改めて検討すべきではないか。
- 自動点呼の場合は、音声を流す、問いかけを行うなどの工夫が必要であると考えられる。定型的なものはなるべく自動で実施するほうが望ましいので、確実性を担保しつつ自動化を進めるべきではないか。
- 現時点では点呼の記録簿は紙媒体で問題ないので、エビデンスとして残すことが重要。
- 健康状態の報告・確認について、本実証で使用した機器では閾値の設定が可能であったが、その他の機器でも同様に設定できるかの検討が必要。また、閾値を指針として一律に設定することは困難。各事業者が産業医等に相談の上で設定することが望ましい。
- 運転者への指示事項のリアルタイム性について、運転者の勤務状況のモニタリング機能を設けることも考えられる。何名規模でモニタリングするかによって必要な機能は異なってくる。

[運行管理業務の一元化の要件とりまとめについて]

- 点呼機器の費用が高く、中小事業者が導入を決断できない現状があると思う。

複数の事業者が共同で点呼機器を使用することを見据えると、点呼機器の設置場所の要件について将来的に検討を行う余地がある。

- 検討にあたっては、機器を利用する事業者が受委託の関係ではなく対等な関係となるため、機器の管理主体などの整理が必要である。ニーズの有無を含めて整理が必要である。

[令和6年度の取組について]

- 業務前自動点呼について、運送事業者からの関心が非常に高い。要件の検討を令和5年度に前倒しする等可及的速やかに検討し、できるだけ早く導入できるようにして欲しい。
- 業務前自動点呼の要件化に向けては、拙速ではいけないが、迅速・確実に議論を実施していきたい。

以上